

## 【資料 2】

### 令和 6 年度以降の和泉市国民健康保険料の賦課限度額の諮問概要

#### 1. 諮問の理由

保険料の賦課に関する府内統一基準の経過措置期間の終了に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から賦課限度額を大阪府が定める府内統一基準とする必要があるため

#### 2. これまでの経緯

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行により、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなり、大阪府では府内どこの市町村に住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう保険料の賦課に府内統一基準が設けられました。

本市では、平成 29 年度第 2 回和泉市国民健康保険運営協議会において「和泉市国民健康保険条例の一部改正」について諮問し、保険料率に関しては府が示す市町村標準保険料率とする答申をいただき、平成 30 年度から 6 か年は激変緩和措置を講ずることが望ましいと付帯意見をいただきました。（資料 2 参考資料のとおり）

#### 3. 賦課限度額の府内統一基準について

賦課限度額は、府が市町村に標準保険料率を通知した日における国民健康保険法施行令（以下、「令」という。）に掲げる額

例：令和 6 年度は、令和 5 年 4 月 1 日施行の令による

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）※令和 5 年 4 月 1 日施行  
（市町村の保険料の賦課に関する基準）

##### 第 29 条の 7 略

第 2 項第 9 号 第 3 号の基礎賦課額は、6.5 万円を超えることができないものであること。

第 3 項第 8 号 第 3 号の後期高齢者支援金等賦課額は、2.2 万円を超えることができないものであること。

第 4 項第 8 号 第 3 号の介護納付金賦課額は、1.7 万円を超えることができないものであること。